

監理団体審査部会の設置について（案）

平成29年3月28日
職業能力開発局
海外協力課

- 平成28年11月28日に公布された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」においては、団体監理型技能実習を行う場合、監理団体は事前に主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣）から許可を得る必要がある。

※法施行は公布日より1年以内の政令で定める日

- 厚生労働大臣は、監理団体に対して当該許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないとされているところである。
- 監理団体に対する許可の審査については、人材育成を通じた国際協力を推進することを目的とした技能実習制度に関する専門的な知見に基づき行われる必要がある。
- そのため、職業能力開発分科会の下に新たに監理団体審査部会を設置し、当部会において審査することとする。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（抄）

第二節 監理団体

（監理団体の許可）

第二十三条 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 一般監理事業（監理事業のうち次号に掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。）

二 特定監理事業（第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行う事業をいう。以下同じ。）

2 前項の許可を受けようとする者（第七項、次条及び第二十五条において「申請者」という。）は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 ～ 六 （抄）

3 前項の申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとの実習監理を行う団体監理型実習実施者の見込数、当該団体監理型実習実施者における団体監理型技能実習生の見込数その他監理事業に関する事項を記載しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の許可の申請を受けたときは、第二項の申請書及び第三項の書類に係る事実関係につき調査を行うものとする。

6 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かななければならない。

7 申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程（改正案）（傍線の部分は改正部分）

第一条 労働政策審議会職業能力開発分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があったとき、分科会長が必要があると認めるときまたは委員等の三分の一以上から請求があったときに分科会長が招集する。

2 会長または委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならぬ。

4 前三項の規定は、第六条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。

ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものととして取り扱う。

2 前項の規定は、第六条に規定する部会について準用する。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 分科会に、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二十三条

第一項の許可に関する事項について審議させるため、監理団体審査部会（以下「部会」という。）を置く。

第七条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各三人とする。

第八条 部会が、技能実習法第二十三条第一項の許可に関する事項について議決をしたときは当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第十条 分科会に、その所掌事務について、特に専門的な調査を行う必要があると

きは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の議事運営に関し必要な事項は、専門委員会の長が専門委員会に諮って定める。

第十一条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成十三年一月二十四日から施行する。

附則

この規程は、平成十七年七月二十日から施行する。

附則

この規程は、平成二十三年五月十二日から施行する。

附則

この規程は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則

この規程は、平成二十九年四月二十七日から施行する。

労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程を改正する件について

職業能力開発分科会

平成十七年七月 日

労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程の一部を次のように改正する。

第五条中「専門の事項」の下に「その他若年者の職業能力開発に関する事項」を加え、「勤労青少年部会」を「若年労働者部会」に改める。

第七条中「その所掌事務」を「勤労青少年福祉法第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項」に改める。